

令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価について

令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価を決定しました。
この単価の取扱いは以下のとおりです。

① 入札公告日、指名通知日が令和5年3月15日以降の業務委託

- ・ 公共工事設計労務・資材単価表（適用基準日：050315）を適用します。
なお、公共工事設計労務・資材単価表は、技術管理課ウェブサイトに掲載する予定です。

② 契約日が令和5年3月1日以降の業務委託のうち、入札公告日、指名通知日が令和5年3月14日以前のもの

- ・ 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置により、新単価による増額変更契約が可能です。
詳細については、下記ウェブサイトで確認してください。
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23402.html>